



(号外) 独立行政法人国立印刷局

(官庁報告)

官庁事項

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年二月五日

内閣総理大臣 安倍晋三
総務大臣 石田真敏

(農林水産省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(内閣府・総務二)

裁判所

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(内閣府・総務二)

〔省 令〕

○漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令(農林水産七)

〔告 示〕

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件

(農林水産二四八)

○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同二四九)

第六条 法別表第二の六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。			第六条 法別表第二の六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。		
〔一～五 略〕			〔一～五 同上〕		
六 船員保険法第九十七条又は第九十九条第一項の遺族年金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報	六 船員保険法第九十七条又は第九十九条第一項の遺族年金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報	イ 当該申請を行う者又はその配偶者に係る市町村民税に関する情報	イ 当該申請を行う者に係る年金関係給付情報	口 当該申請を行う者に係る年金関係給付情報	口 年金関係給付情報
第七条 法別表第二の八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	第七条 法別表第二の八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	一 【略】	一 【同上】		

第八条 法別表第二の九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ヌ 略〕
ル 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年法律第三十四号」という)第三十四条附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

ヲ [略]

二 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務次に掲げる情報

〔イ・ヌ 略〕
ル 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四条附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

ヲ [略]

〔三・四 略〕
ル 第十条 法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

第八条 法別表第二の九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ヌ 同上〕
ル 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年法律第三十四号」という)第三十四条附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

ヲ [略]

二 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務次に掲げる情報

〔イ・ヌ 同上〕
ル 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四条附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

ヲ [同上]

〔三・四 同上〕
ル 第十条 法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十二条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十二条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

一 口 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの人と生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされていいる者を除く)に係る市町村民税に関する情報

イ [略]
〔同上〕
口 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

〔ハ・ニ 同上〕
二 [略]

三 児童福祉法第二十二条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務次に掲げる情報

イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十二条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十二条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

〔ハ・ニ 同上〕
二 [同上]

三 児童福祉法第二十二条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十二条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十二条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十二条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

〔ハ・ニ 同上〕
二 [同上]

ハ 住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

一 児童福祉法第二十二条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十二条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

一 口 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

イ [略]
〔同上〕
口 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

〔ハ・ニ 同上〕
二 [略]

三 児童福祉法第二十二条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十二条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十二条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十二条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

〔ハ・ニ 同上〕
二 [同上]

ハ 住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

一 児童福祉法第二十二条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十二条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

一 口 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

イ [略]
〔同上〕
口 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

〔ハ・ニ 同上〕
二 [略]

三 児童福祉法第二十二条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十二条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十二条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十二条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

〔ハ・ニ 同上〕
二 [同上]

ハ 住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

第八条 法別表第二の九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ヌ 略〕

ル 当該申請に係る小児慢性特定疾患児童等又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年法律第三十四号」という)第三十四条附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

ヲ 「略」

二 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ヌ 略〕

ル 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾患児童等又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四条附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

ヲ 「略」

〔三・四 同上〕

第十条 法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

第八条 法別表第二の九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定められる情報とする。

一 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ヌ 同上〕

ル 当該申請に係る小児慢性特定疾患児童等の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年法律第三十四号」という)第三十四条附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

ヲ 「略」

二 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ヌ 同上〕

ル 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾患児童等の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四条附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

ヲ 「同上」

〔三・四 同上〕

第十条 法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定められる情報とする。

一 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ル 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの人と生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされていいる者を除く)に係る市町村民税に関する情報

〔ハ・ニ 略〕

〔ハ・ニ 同上〕

二 児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ヌ 同上〕

ル 当該申請に係る障害児の保護者又は当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十二条の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

〔イ・ヌ 同上〕

〔ハ・ニ 同上〕

三 児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ヌ 同上〕

ル 当該申請に係る障害児の保護者又は当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十二条の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

〔イ・ヌ 同上〕

口 市町村民税に関する情報

口 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの人と生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く)に係る市町村民税に関する情報

〔ハ・ニ 同上〕

ハ 住民票に記載された住民票関係情報

二 介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

二 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

<p>イ 当該届出に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの人と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く）に係る市町村民税に関する情報</p> <p>ハ 当該届出に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの人と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く）に係る市町村民税に関する情報</p>	<p>四 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>イ 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費及び同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報</p> <p>ロ 当該サービスが提供される障害児、当該障害児と同一の世帯に属する者はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く）に係る市町村民税に関する情報</p> <p>ハ 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>
---	---

<p>イ 市町村民税に関する情報</p>	<p>四 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>イ 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費及び同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報</p> <p>ロ 住民票に記載された住民票関係情報</p>
----------------------	---

<p>イ 市町村民税に関する情報</p>	<p>第十二条の二 法別表第二の十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 児童福祉法第二十四条の二十の障害児入所医療費の支給に関する事務 当該医療費の支給に係る障害児又はその保護者に係る次に掲げる情報</p> <p>二 【略】</p>
----------------------	---

<p>イ 市町村民税に関する情報</p>	<p>第十二条の二 法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く） 次に掲げる情報</p> <p>二 【略】</p>
----------------------	--

力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項の負担能力の認定に関する事務）第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。）次に掲げる情報

イ 当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下「措置児童」といふ。）当該措置児童と同一の世帯に属する者は又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。）次に掲げる情報

イ 当該徴収に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」といふ。）当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二
児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。）次に掲げる情報
〔号の細分を加える。」

イ
当該認定に係る児童福祉法第二十七
条第一項第三号の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票
関係情報
ロリル　〔同上〕
〔三〕五　同上
六　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。）次に掲げる情報
〔号の細分を加える。」

イ
当該認定に係る児童福祉法第二十七
条第一項第三号及び第二項の措置に係
る児童（以下この号において「措置児
童」という。）又は当該措置児童と同一
の世帯に属する者に係る住民票に記載
された住民票関係情報
ロリル　〔同上〕

八 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十五条第四号及び第五号に係る部分に限る。）次に掲げる情報

イ [略]

ロ 指置児童又は当該指置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

〔ハ～カ 略〕

第十二条の二 法別表第二の十六の二の項の主務省令で定める事務は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務とし、同表の十六の二の項の主務省令で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る次に掲げる情報とする。

一 身体障害者福祉法第五十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第一百四十九号）第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報

第十三条 法別表第二の十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 予防接種法第六条第一項第四号又は第二項第四号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求を行う者又はその配偶者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

二 措置入院者、当該措置入院者の扶養義務者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものには、次の名号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものには、当該名号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定むる情報とする。

二 厚生年金保険法による第一号厚生年金保険者であつた期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報 [号の細分を削る。]

イ一ホ [略]

法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものには、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

厚生年金保険法による第二号厚生年金法
被保険者であつた期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務
受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

〔号を加える。〕

主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものには、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものには、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定まる情報とする。

該書序二

る情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該名号に定める情報とする。

る情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

二 厚生年金保険法による第一号厚生年金被保険者であつた期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である國家公務員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である國家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区

給付の支給に関する情報

法別表第三の三十五の項の主務省令で定
[口へ略]

法別表第二の三十五の項の庄務省令で庄
[口へ 同上]

イ・ホ
略
法別表第二の三十五の項の主務省令で定
める事務のうち、厚生年金保険の実施者で
ある國家公務員共済組合連合会に係るもの

2
別法第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である國家公務員共済組合連合会に係るものには、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である國家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と

二 厚生年金保険法による第二号厚生年金

二 厚生年金保険法による第四号厚生年金

二 厚生年金保険法による第四号厚生年金
被保険者にらつ二門型にあづ一保険料十

二 厚生年金保険法による第二号厚生年金
被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

イ 船員保険法第一十九条第二項の保険給付の支給に関する情報

二 厚生年金保険法による第四号厚生年金の支給及び当該保険給付の受給権者に係る事務
被保険者であつた期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る事務
受給権者に係る申請、届出その他の行為
イ 削除

二 厚生年金保険法による第四号厚生年金に
被保険者であつた期間に基づく保険給付
の支給及び当該保険給付の受給権者に関する
事務 当該保険給付の支給及び当該
受給権者に係る申請、届出その他の行為
に係る者に係る次に掲げる情報
イ 船員保険法第二十九条第一項の保険
給付の支給に関する情報

〔口～同上〕

[略] 口～ノ

卷之三

3 法別表第一の三十五の項の主務省令で定

3 法別表第二の三十五の項の主務省令で定

第二十六条の二 法別表第二の四十七の項の主務省令で定める事務は、国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。
〔号を削る。〕

一・二 【略】

第二十七条 法別表第二の五十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一・二 略〕

三 知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ 当該費用の徴収に係る知的障害者、当該知的障害者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係る市町村民税に関する情報

二 【略】

三 知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報
〔一・二 同上〕

二 【略】

三 知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報
〔二・三 同上〕

二 【略】

三 知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

第二十六条の二 法別表第二の四十七の項の主務省令で定める事務は、国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。
〔号を削る。〕

一・二 【略】

第二十七条 法別表第二の五十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一・二 同上〕

三 知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

一 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ハ 略〕

二 当該請求を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者)以下この条において同じ。)、児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)第四条第二項第三号に規定する所得割の納稅義務者に該当する当該者(当該者が養育者である場合に限る。)若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る)に係る道府県民税に関する情報

〔二・三 同上〕

二 【略】

三 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

二 【略】

三 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

一 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ハ 同上〕

二 当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者)以下この条において同じ。)、児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)第四条第二項第三号に規定する所得割の納稅義務者に該当する当該者(当該者が養育者である場合に限る。)若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る)に係る道府県民税に関する情報

二 【略】

三 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

二 【略】

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

二

一

二

三

扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納稅義務者に該當する當該者（當該者が養育者である場合に限る）若しくは當該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く）若しくは當該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）に係る道府県民税に関する情報

三の三 児童扶養手当法施行規則第三条の三第一項又は第二項の支給停止に関する届出に係る事實についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童若しくは當該児童の父（当該届出に係る児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該届出を行う場合は母）（当該届出を行つた場合に限る。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる情報

イ 私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ロ 厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

ハ 國家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

二 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

ホ 地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ヘ 地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

「略」

四 児童扶養手当法規則第四条の現況の届出に係る事實についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ」ハ 略

二 当該届出を行う者又は當該者の配偶者、當該者と生計を同じくする扶養義務者、児童扶養手当法施行令第四条第三号に規定する所得割の納稅義務者に該當する當該者（當該者が養育者である場合に限る。）若しくは當該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く）若しくは當該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）に係る道府県民税に関する情報

〔号を加える。〕

六

者である場合に限る。若しくは当該養義務者と生計を同じくする子（他の扶養親族との控除対象配偶者又は扶養親族としている者を除く。）若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）による道府県民税に関する情報

六同上

四 同上

五 児童扶養手当法施行規則第四条の現況
の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ、ハ 同上〕

二 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

五 児童扶養手当法施行規則第四条の現況 四 同上

二 老人福祉法第十一条の福祉の措置の実施に関する事務 次に掲げる情報

イ [略]

ロ 第二号被措置者等又は当該措置に係る者の生計を維持している者に係る市町村民税に関する情報

ハ・ニ [略]

三 [略]

二 老人福祉法第
施に関する事務
イ 「同上」
二 号の細分を加
口・ハ 「同上」

老人福祉法第十一條の福祉の指標の実施に関する事務 次に掲げる情報
イ 「同上」
〔号の細分を加える。〕

第三十三條 法別表第二の六十二の項の主務省令で定める事務は、老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の六十二の項の主務省令で定める情報とは、老人福祉法第十条の四第一項又は第十三条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

〔一～三 略〕

四 市町村民税に関する情報
五～七 〔略〕

第三十三条 法別表第一の六十二の項の主務省令で定める事務は、老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の六十二の項の主務省令で定める情報とは、老人福祉法第十条の四第一項又は第十四条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

〔一～三 同上〕
〔号を加える。〕
〔同上〕

